

生産緑地法第8条第5項に基づく届出に必要な書類
(生産緑地地区内において既に着手している行為)

1. 届出時に必要な図書

- (1) 生産緑地地区内行為着手届出書(様式第8-3号)
- (2) 計画書
 - ①建築物計画書(様式第8-6-1号)
 - ②工作物計画書(様式第8-6-2号)
 - ③土地形質変更計画書(様式第8-6-3号) } 該当するもの全て
- (3) 位置図(50,000分の1程度)及び案内図(2,500分の1程度)
- (4) 地積測量図または実測図(必要に応じて)
- (5) 公図(写)
- (6) 土地全部事項証明書
- (7) 関係図面
 - ①配置図(250分の1以上)
 - ②平面図(250分の1以上 各階)
 - ③立面図(250分の1以上 2面以上)
 - ④断面図(250分の1以上 2面以上) } 該当するもの全て
- (8) 届出者が当該土地の権原を有していない場合
 - ①同意書(写)等
- (9) 委任状(代理人に委任する場合・任意様式)

2. 着手時及び完了時

図書の提出は必要ありません。

3. 提出時期

都市計画が定められた日から起算して30日以内

4. 提出部数

- (1)～(8)に掲げる図書 正・副2部 (9) 1部

5. その他

- ・ 生産緑地地区内において本行為を実施するにあたり、生産緑地法以外の法律等に基づく手続き等が生じる場合がありますので、事前に関係部署と調整を行ってください。